

II. 業務監査に関する項目 9. 企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会の設置 p.16~p.17

	2017年版	2018年版	理由・根拠
説明	<p>(1) 監査役は不祥事（犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為等）が発生した場合、直ちに取締役等から報告を求め、必要に応じて調査委員会の設置を求め、同委員会から説明を受け、事実関係の把握に努めるとともに、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方等に関する取締役及び調査委員会の対応状況について監視検証しなければならない。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>(〔説明〕新設)</p> <p>(1) 監査役は、粉飾決算等の会計不正を含む不祥事の兆候（危険信号）を感知するために、会計監査人や内部監査部門に対し取締役等の業務の執行状況について質問し、意見交換をしなければならない。監査役から必要な情報を提供しつつ、必要と認めたときは調査を依頼することができる連携関係を築く必要がある。</p> <p>(2) 監査役は、不祥事の兆候（危険信号）を、すなわち取締役が不正の行為をするおそれ、法令・定款違反等の事実、著しく不当な事実などを認めたときは、遅滞なく取締役会において質問又は報告を行い、取締役会に問題の調査を適切に行うように提言しなければならない。必要と認めたときは、監査役は、事業の報告徴収権、業務・財産の調査権を行使して事実を究明しなければならない。</p> <p>現行(1)～(5)の番号を二つずつ繰り下げる。 (1)⇒(3)、(2)⇒(4)、(3)⇒(5)、(4)⇒(6)、(5)⇒(7)</p>	<p>2017年版〔説明〕(1)～(5)では、主に企業不祥事発生後の調査委員会や第三者委員会への監査役の対応について言及しているが、企業不祥事の兆候を感じさせる事象に対しての監査役の対応も重要であるので、新たに付記した。</p> <p>不祥事の兆候を実際に感知することは難しい課題であるが、会社に潜在する不祥事の兆候を感知しようと努めることは、監査役の役割として重要であるため、(1)を追加した。(2)は、感知した後の監査役の速やかな行動を求めている。</p>
関連法令等	<p>○会社法 357 条〔取締役の報告義務〕</p> <p>○会社法 382 条〔取締役への報告義務〕</p> <p>○会社法施行規則 129 条 1 項 3 号〔監査役の監査報告の内容〕</p> <p>○監査役監査基準 27 条〔企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会〕</p> <p>○日本弁護士連合会 企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン 第1部基本原則〔第三者委員会の活動、第三者委員会の独立性・中立性、企業等の協力〕</p>	<p>(会社法 381 条を追加)</p> <p>○会社法 357 条〔取締役の報告義務〕</p> <p>○会社法 381 条〔監査役の権限—監査権、報告徴収権、調査権〕</p> <p>○会社法 382 条〔取締役への報告義務〕</p> <p>○会社法施行規則 129 条 1 項 3 号〔監査役の監査報告の内容〕</p> <p>○監査役監査基準 27 条〔企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会〕</p>	<p>〔説明〕(2)に関連する会社法条番号を追加した。</p>

	2017年版	2018年版	理由・根拠
		○日本弁護士連合会 企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン 第1部基本原則[第三者委員会の活動、第三者委員会の独立性・中立性、企業等の協力]	
確認事項	<input type="checkbox"/> 1. 不祥事の発生及び発生が疑われる場合、直ちに取締役等から報告を求め、必要に応じて、調査委員会の設置を提言し、同委員会を通じ事実関係の把握に努めている。 <input type="checkbox"/> 2. ~ <input type="checkbox"/> 5. (省略)	<p>(〔確認事項〕を追加する)</p> <input type="checkbox"/> 1. 不祥事の兆候(危険信号)を感知するために、会計監査人や内部監査部門に対し取締役等の業務の執行状況について質問し、意見交換をしている。 <p>(確認事項の番号を繰り下げる)</p> <input type="checkbox"/> 1⇒ <input type="checkbox"/> 2、 <input type="checkbox"/> 2⇒ <input type="checkbox"/> 3、 <input type="checkbox"/> 3⇒ <input type="checkbox"/> 4、 <input type="checkbox"/> 4⇒ <input type="checkbox"/> 5、 <input type="checkbox"/> 5⇒ <input type="checkbox"/> 6	[説明](1)の追加に対応させ、特に会計監査人や内部監査部門との連携状況を確認する。
監査のツボ	1) 企業集団内の子会社監査役は、企業不祥事が発生したとき、もしくは発生のおそれがあるときは、親会社監査役や内部統制部門等に遅滞なく状況報告を行い、親会社と一体となって事態の解決を促すことが重要である。	<p>(〔監査のツボ〕に追加する) (新設)</p> 1) 不祥事の兆候(危険信号)の感知には、内部通報、その事実関係の調査結果、原因分析結果等がきっかけとなる場合も考えられる。 現行(1)を(2)に繰り下げる。 (新設) 3) 期中あるいは直前期において重大な企業不祥事が生じた場合には、その事実及び原因究明並びに再発防止策の状況は、多くの場合、事業報告においても記載すべき重要な事項であると考えられる。 監査役としては、(ア)事業報告書における記載内容が適切であるか、(イ)再発防止に向けた業務執行の状況が取締役の善管注意義務に照らして問題等が認められないか、などについて、監査報告に記載する。	不祥事の兆候感知の情報源として「内部通報」も重要であることを付記した。 重大な企業不祥事が発生した場合の期末監査報告の記載例を付記した。 日本監査役協会「監査報告のひな型について」(平成27年9月29日最終改正) p.11(注27)を参考にしている。

II. 業務監査に関する項目 1 1. 内部監査部門等との連携 p. 18

	2017年版	2018年版	理由・根拠
説明	(3) 監査役は内部監査部門との有効な連携を図り、内部監査部門の監査結果を把握・活用し、組織的かつ効率的な監査を心がける。このため監査項目によっては内部監査部門との共同往査を実施し、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。往査に際しては監査役監査と内部監査の視点の違いを十分認識すること。	([説明] (3) の文章の修正) (3) 監査役は内部監査部門との有効な連携を図り、内部監査部門の 監査計画、監査方法を事前に確認し、監査実施後の 監査結果を把握・活用し、組織的かつ効率的な監査を心がける。このため監査項目によっては内部監査部門との共同往査を実施し、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。往査に際しては監査役監査と内部監査の視点の違いを十分認識すること。	監査役は、内部監査部門の監査結果を把握・活用するに当たって、内部監査部門の監査計画や監査の方法を事前に確認しておくことも大切なため、その旨付記した。

V. その他 監査役が対応すべき項目 ⇒ (表題名修正) V. 監査役が対応すべき**その他の項目** p. 28

(新設) **5. 監査役(会)と内部監査部門、会計監査人との連携(三様監査)に関する事項** p. 31

	2017年版	2018年版	理由・根拠
説明	(新設)	(新設) (1) 監査役は、三様監査を統括する意識を持って、主体的に内部監査部門及び会計監査人とのより密接かつ円滑な三者間コミュニケーションを促進する役割を担う。 (2) 三者の監査目的、権限、責任が明確に異なることを勘案し、各々の監査の実効性を高めることに留意する。	「監査役、内部監査部門、会計監査人の三様監査において、従来のそれぞれの二者連携方式から、監査役が主体的に三者を統括した連携を図ること」は、会計等の不正防止、不祥事の兆候の発見に効果があるであろうという認識のもと、この項目を新設した。 日本監査役協会「会計不正防止における監査役等監査の提言—三様監査における連携の在り方を中心に—」(平成28年11月24日)及び「監査役等と内部監査部門との連携について」(平成29年1月13日)を検討の上、監査役職務確認書に新項目として付記することとした。

	2017年版	2018年版	理由・根拠
監査のツボ	(新設)	(新設) 1) 情報交換は、形式論ではなく、共助の精神（強固な信頼関係に基づく）を以って双方向の対話を図ることが肝要である。 2) 監査役が主導して、内部監査部門、会計監査人の三者を一堂に会して、会計不正防止等について意見交換することも考えられる。	連携における心構え、及び具体的な連携の形式を例示した。

なお、本項目に関して、2018年度版においては、[確認事項]は、設置していない。[確認事項]の掲載については、次年度の検討委員会で検討する。
また、会社法令、監査役監査基準において根拠とする規定は存在しないので、[主な関連法令等]を記載していない。

(表題番号変更) 6. 監査役と社外取締役との情報交換等に関する事項